2025年3月21日改定

ネクストエンジンオーダーメイド利用規約　新旧対照表

章	条	項	旧	新	備考
第3章	第31条		納入物の所有権は当社に帰属します。	納入物の所有権は委託者に帰属します。	（変更） 納入物の所有権の変更に伴い、条文の変更
第3章	第33条		納入物に関する著作権（著作権法第21条ないし第28条の全ての権利を含みます。）は、委託者及び第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に属するものとします。	納入物に関する著作権（著作権法第21条ないし第28条の全ての権利を含みます。）は、当社及び第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、委託者に属するものとします。	（変更） 納入物の所有権の変更に伴い、条文の変更
第3章	第34条		1.委託者は、本件アプリの複製物を、著作権法47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとします。		（削除） 納入物の所有権の変更に伴い、条文の変更
第3章	第34条	~~2.~~ 1.	当社は、委託者に対して、ネクストエンジン利用規約第3編パートナー制度に関する利用規約の規定に基づき、本件アプリをネクストエンジン上で販売することを認めます。 ただし、当社が、本件アプリの利用者が損害を被るおそれがあると判断したときは、当社は、委託者の同意なく、当該本件アプリの販売を中止することができます。		（変更） 項番の修正
第3章	第34条	~~3.~~ 2.	委託者がネクストエンジンIDを抹消する場合、前項に基づく委託者の権利は、当然に消滅します。委託者がネクストエンジンIDを抹消後、再度ネクストエンジンIDを登録しても、消滅した権利は復活しません。		（変更） 項番の修正
第3章	第35条	1.	1.当社は、第6条（秘密情報の取扱）に反しない範囲において、当社が著作権を有する本件アプリその他の納入物を利用することができます。		（削除） 納入物の所有権の変更に伴い、条文の変更

第3章	第35条	2.	2.前項による利用には、無償有償を問わず当社が本件アプリの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとします。		（削除） 納入物の所有権の変更に伴い、条文の変更
第3章	第36条		第36条（知的財産権侵害の責任）	第35条（知的財産権侵害の責任）	（変更） 条番号の修正
第3章	第37条		第37条（第三者ソフトウェアの利用）	第36条（第三者ソフトウェアの利用）	（変更） 条番号の修正
第3章	第38条		第38条（FOSSの利用）	第37条（FOSSの利用）	（変更） 条番号の修正
第3章	第39条		第39条（セキュリティ）	第38条（セキュリティ）	（変更） 条番号の修正
第4章	第40条		第40条（本章で使用する用語の定義）	第39条（本章で使用する用語の定義）	（変更） 条番号の修正
第4章	第41条		第41条（認定SIパートナーの紹介）	第40条（認定SIパートナーの紹介）	（変更） 条番号の修正
第4章	第42条		第42条（当社の責任）	第41条（当社の責任）	（変更） 条番号の修正
第4章	第43条		第43条（紹介案件の進捗状況）	第42条（紹介案件の進捗状況）	（変更） 条番号の修正